

○緊急自動車運転資格審査実施要領の制定について

〔 令和 7 年 4 月 7 日 〕
〔 例規甲（免試）第 4 号 〕

緊急自動車運転資格審査実施要領

第 1 趣旨

この要領は、山梨県公安委員会が行う道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 1 5 条の 2 の規定に基づく、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車に対する緊急自動車の運転資格の審査（以下「審査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 審査の対象者

審査の対象は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 8 5 条第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項又は第 1 0 項に定める年齢又は免許を受けていた期間（以下「免許経験年数等」という。）に達しない者で、緊急自動車を緊急用務のため運転しようとするものとする。

第 3 審査の申請

- 1 審査の申請は、緊急自動車の使用の本拠地が山梨県内にあって審査を受けようとする者（以下「受審者」という。）が、緊急自動車の使用者（道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号）第 1 3 条に定める使用者をいう。以下同じ。）を通じて緊急自動車運転資格審査申請書（第 1 号様式）を交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）を経由して山梨県公安委員会に提出するものとする。
- 2 運転免許課長は、審査の実施日ごとに緊急自動車運転資格審査名簿（第 2 号様式）を作成するものとする。

第 4 審査日の指定

審査の日時は、申請に基づき運転免許課長が指定するものとする。

第 5 審査の場所

審査は、山梨県公安委員会の運転免許試験場の場内コースにおいて行うものとする。

第 6 審査のコース

大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車の審査コースは、1 種類とする。

第7 審査用自動車

審査に用いる自動車は、審査用自動車の基準（別表第1）によるものとする。

第8 審査の内容及び実施

1 審査の内容

審査の内容（別表第2）のとおりとする。

2 審査は、次の事項に留意して実施するものとする。

- (1) 他の技能試験と同時に並行して行わないこと。
- (2) 審査担当の試験官は、あらかじめ審査に関する教養を受けた者の中から運転免許課長が指定すること。
- (3) 試験官及び受審者には、乗車用ヘルメットを着用させること。
- (4) 審査時には、次番の受審者を同乗させないこと。
- (5) 審査開始前、受審者に対して次の事項について指示すること。
 - ア 審査中における事故防止上の留意事項
 - イ 審査の内容
 - ウ 審査の判定及び中止
 - エ 審査コースの走行順路（実演走行は省略することができるものとする。）
- (6) 受審者の服装が運転に不適當な場合には、審査を延期すること。
- (7) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）の審査は、普通自動車又は自動二輪車で追尾して行うこと。
- (8) 審査を終了した者に対しては、審査結果に基づき必要な指導をすること。

第9 審査の判定

1 審査の不合格及び中止

審査の内容の履行条件のいずれかを履行できなかった者又は次のいずれかに該当した者は不合格とし、これらの不合格事由の生じた時点で審査を中止することができるものとする。

- ア 右側通行をした者
- イ 脱輪をした者
- ウ 転倒をした者
- エ 試験官が危険防止のため補助した者

2 合否の判定

1 の不合格事由なしに全課題を履行した者について、合否の判定を行うものとする。

3 判定結果の記録

判定の結果は、緊急自動車運転審査判定表（別表第3）に記録するものとする。

第10 運転免許証への記載又は免許情報記録個人番号カードへの記録等

- 1 審査に合格した者については、運転免許証を有する者にあつてはその者の運転免許証の備考欄の最下段に、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）を有する者にあつてはマイナ免許証の免許情報記録の備考欄に「緊急車（中型）運転可〇年〇月〇日山梨県公委」の例による記載又は記録（以下「記載等」という。）を行うとともに、申請書にその旨を記録しておくものとする。

なお、AT車を使用して審査に合格した者については、AT車以外の自動車（以下「MT車」という。）である緊急自動車を緊急用務のために運転することはできず、運転免許証の備考欄の最下段又はマイナ免許証の免許情報記録の備考欄には「緊急車（普通（AT車に限る））運転可〇年〇月〇日山梨県公委」の例による記載等を行うものとする。この場合において、たとえ当該緊急自動車に対応する免許に付されているAT車に限る旨の条件が解除されたとしても、免許経験年数等に達するまでの間又は改めてMT車を使用して審査に合格するまでの間は、MT車の当該緊急自動車を緊急用務のために運転することはできないことに留意すること。

- 2 審査に合格した者が運転免許証又はマイナ免許証（以下「免許証等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損するなどしたため運転免許証等に上記記載等を必要とする場合は、山梨県公安委員会において事実を確認の上、再交付された運転免許証又は新たに有することとなったマイナ免許証にこの記載等を行うものとする。

この場合において、その者が他の都道府県公安委員会の審査を受けた者であるときは、その者に係る緊急自動車の使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書（第3号様式）を提出させ、他の都道府県公安委員会に電話等で審査の事実を確認の上、「緊急車（中型）運転可〇年〇月〇日〇公委」の例（〇公委とは、審査した都道府県の公安委員会のことをいう。）による記載等を行うものとする。

- 3 山梨県内に住所地を有し、かつ、審査を受けていない者で緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有するものが運転免許証等にその旨の記載等を必要とする場合は、その者を審査した公安委員会に対し、その者に係る緊急自動車の使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書を提出させ、事実を確認の上、「緊急車（普通・大自

二) 運転可 (無審査) ○年○月○日山梨県公委」の例による記載をするものとする。